

第 5 章 悪 臭

第 1 節 悪臭の現況

われわれが悪臭に対してもっている嫌悪感や不快感は、生活環境、生活様式、個人差等によって異なっている。悪臭苦情は、悪臭発生対象事業場の多様化と、田園地域の宅地化や事業場に近接する住宅の増加等に加えて、個人の感情、利害等が関与して表面化し、訴えの範囲も広がる傾向にある。

県内の悪臭発生事業場は中小規模のものが多く、悪臭防止技術の困難さ、及び経済的な面から悪臭防止対策がおこなわれているのが現状である。

昭和 5 8 年度の悪臭に関する苦情受理件数は 3 7 件で、総苦情受理件数 171 件の 2 2 % となっており、発生源別では事業に関連したもののうち畜産業によるものが 9 件 (2 4 %) で最も多かった。

悪臭防止法により悪臭物質として指定されたアンモニア等 8 物質について、悪臭を発生する工場、事業場等 1 2 施設延べ 1 5 地点で環境大気中の濃度を測定したが、規制地域内の 7 事業場で排出された悪臭物質が当該区域の基準値を超えたものはなく、規制地域外の 5 事業場でも A 区域の規制基準 (悪臭強度 2.5) 以下であった。また、環境大気中の濃度を 1 6 地点で測定したが すべて地点で A 区域の規制基準以下であった。(表 121)

表 1 2 0 悪臭苦情受理件数

年 度	公害苦情総受理件数	悪 臭 苦 情 受 理 件 数	
		総 件 数	畜産関係件数
5 2	1 7 0	3 5	2 2
5 3	1 9 7	4 0	1 5
5 4	1 7 1	3 2	1 2
5 5	1 7 3	1 6	5
5 6	2 0 9	2 9	8
5 7	2 1 7	2 6	7
5 8	1 7 1	3 7	9

表121 昭和58年度悪臭測定結果

採取場所	発生源	規制地域の区分	測定回数(地点)	悪臭物質濃度 (ppm)							
				アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン
鳥取市秋里	し尿処理施設	A	2	0.04~0.12	ND	0.0005~0.0051	ND	ND	ND	-	-
鳥取市湯所町	魚粉製造所	A	2	0.05~0.09	ND	ND	ND	ND~0.0035	ND	ND	-
鳥取市立川町	豚舎	A	1	0.15	ND	0.0004	ND	ND	ND	-	-
鳥取市湖山町	豚舎	A	1	0.15	ND	ND	ND	ND	ND	-	-
倉吉市小田	し尿処理施設	A	2	0.12~0.18	ND~0.0003	0.051~0.13	ND	ND	ND	-	-
倉吉市和田東町	ごみ焼却場	C	1	0.04	ND	0.0006	ND	ND	ND	-	-
倉吉市清谷	魚肉缶詰製造	C	1	ND	0.0003	0.0006	ND	ND	ND	-	-
鳥取市三津	豚舎	-	1	0.19	ND	0.0004	ND	ND	ND	-	-
智頭町中原	牛舎	-	1	0.13	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND
智頭町奈留	鶏舎	-	1	0.16	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
中山町塩津	豚舎	-	1	ND	ND	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND
岸本町清山	鶏舎	-	1	0.61	0.0003	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND
智頭町智頭	-	-	(2)	ND~0.11	ND	ND~0.0010	ND	ND	ND	ND	ND
佐治村尾際・加茂・加瀬木・古市	-	-	(4)	ND~0.24	ND	ND~0.0003	ND	ND	ND	ND~	ND
中山町中山口・北御崎・下市	-	-	(3)	ND~0.09	ND	ND~0.0005	ND	ND	ND	ND	ND
溝口町二部・溝口	-	-	(4)	ND~0.10	ND	ND	ND	ND~0.0003	ND	ND	ND
岸本町丸山岸本大寺	-	-	(3)	ND~0.05	ND	ND~0.0005	ND	ND	ND	ND	ND

第2節 悪臭防止対策

1 法令による規制

悪臭公害から生活環境を守るため、昭和46年6月1日悪臭防止法が制定され、昭和47年5月31日から施行された。この法律は住民の生活環境を保全するため、住居が集合している地域、学校、病院等の周辺その他悪臭を防止する必要があると認められる地域を対象として知事が地域を指定し、指定地域内で事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出について規制基準を設定することとされている。しかし、工業専用地域については地域の特殊性から原則として規制地域の対象とされていない。

県では昭和48年10月12日告示第767号で鳥取市ほか3市9町1村を、昭和49年7月2日告示第571号で東伯町ほか4町を、昭和56年3月24日告示第283号で岩美町ほか4町1村を規制地域として指定し、5物質について規制基準を定め、また、同じく5物質について昭和56年3月24日告示第284号で米子市、日吉津村の規制地域の一部拡大を、さらに昭和58年6月7日告示第513号で淀江町の規制地域の一部拡大を行った。

昭和51年9月18日悪臭防止法施行令の一部改正により悪臭物質として追加指定された3物質については、昭和56年3月24日告示第285号で鳥取市ほか3市5町2村を、昭和58年6月7日告示第514号で国府町ほか13町について規制地域を指定し規制基準を定めている。

また、昭和59年4月27日告示第359号で佐治村、用瀬町並びに中山町を規制地域として指定し、8物質について規制基準を定めている。

悪臭規制指定地域内の事業場等には規制基準の遵守義務が課せられており、知事（指定地域市町村長に事務委任）は、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出が規制基準に適合しないことにより周辺住民の生活環境が損なわれていると認める場合には、施設等の改善勧告、更には改善命令を行うことができる。現在規制対象とされている悪臭物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの8物質である。

本県における悪臭規制の状況

規制区域と規制基準

表122 昭和48年10月12日鳥取県告示第767号

区域	臭気強度	悪臭物質 (ppm)				
		アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン
A	2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005
B	3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C	3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07

表123 昭和56年3月24日鳥取県告示第285号

区域	臭気強度	悪臭物質 (ppm)	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン
規制地域全域	2.5		0.009	0.05	0.4

表124 悪臭物質の臭気強度別濃度

臭気強度	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	スチレン	備考
2.0	0.5	0.0005	0.006	0.003	0.001	0.003	0.01	0.2	
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4	総理府令による下限
3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8	
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07	0.1	0.5	2	総理府令による上限
4.0	10	0.03	0.7	1	0.2	0.3	1	4	

表125 悪臭規制地域（5物質分 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トメチルアン）

告示・ 施行年月日	規制地域			告示・ 施行年月日	規制地域					
	市町村名	地域内の区分			市町村名	地域内の区分				
		A	B			C	A	B	C	
告示 昭和48.10.12 第767号 施行 昭和48.10.12 (4市9町1村)	鳥取市	○		○	告示 昭和49.7.2 第571号 施行 昭和49.7.2 (5町)	八東町			○	
	米子市	○		○		気高町	○		○	
	倉吉市	○		○		関金町		○		
	境港市			○		東伯町	○	○		
	国府町	○		○		名和町		○		
		郡家町			○	告示 昭和56.3.24 第283号 施行 昭和56.4.1 (5町1村)	岩美町	○	○	○
		鹿野町		○			船岡町	○	○	○
		青谷町	○				河原町		○	○
		羽合町		○			泊村		○	○
		東郷町	○	○			西伯町	○		○
		三朝町		○			会見町			○
		赤碕町		○			用瀬町	○		
	日吉津村	○		○	告示 昭和59.4.27 第359号 施行 昭和59.5.1 (2町1村)	佐治町			○	
	淀江町			○		中山町		○	○	

合計 4市21町3村

表126 悪臭規制地域（3物質分：二硫化メチル、アセトアルデヒド、ステレン）

告示・施行年月日	規制地域	規制基準
告示 昭和56.3.24 第285号 施行 昭和56.4.1 (4市5町2村)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、船岡町、河原町、泊村、西伯町、会見町、日吉津村	臭気強度 2.5
告示 昭和58.6.7 第514号 施行 昭和58.6.14 (14町)	国府町、郡家町、鹿野町、青谷町、羽合町、東郷町、三朝町、赤碕町、淀江町、八東町、気高町、関金町、東伯町、名和町	臭気強度 2.5
告示 昭和59.4.27 第359号 施行 昭和59.5.1 (2町1村)	用瀬町、佐治村、中山町	臭気強度 2.5

(注) 規制区域を示す図面は県庁環境保全課、関係市町村の公害担当課に備え置いて縦覧に供している。

2 悪臭防止対策

悪臭規制地域内において、悪臭物質を排出している事業場に対する施設の改善指導、悪臭物質の測定等に関しては、市町村長に権限が委任されているが、悪臭物質の捕集測定分析については、現在のところ市町村では測定体制の整備が困難なため、県は測定、分析等に関して積極的な援助を行っているところである。しかしながら今後は、市町村に即応性のある悪臭分析体制が確立されることが望まれる。

現在、法律で規制されている悪臭物質は8物質に限られているが 悪臭物質は他にも多く、複合悪臭もあり、法規制と悪臭被害の実態とに差があること、更に技術的な面で悪臭物質を的確に把握し難い等の問題点があるが 地域住民から苦情のあったものについては、発生原因者に対して施設、作業方法等の改善等必要な措置によって悪臭被害を防止するよう指導している。

なお、すべての悪臭に対処するため環境庁は官能試験法（三点比較式臭袋法）の採用を自治体に対し推進しており、機器測定法を補完し悪臭評価に資することを要望し、試験方法等も提示しているが規制方法や機器整備、試験パネルの養成確保など今後の課題である。

第 6 章 地 盤 沈 下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある一等水準点で昭和40年から45年までに138cmの沈下が観測された。

また、環境庁は昭和46年度に地盤沈下メカニズム研究会に全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査がされた。

県では、これを契機として昭和48年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和49年度鳥取市に水準点5点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、その後、昭和51～53年度に県国土地理院共同で、昭和54年度以後は県単独で、水準測量を実施している。

1 地盤沈下の状況

昭和58年度（S57.7～58.7）の1年間の地盤沈下状況は、水準点21点中最大が 秋里〔因幡浄苑・水準点番号(7)〕の2.56cm、次いで江津〔中央病院 水準点番号(8)〕の2.37cm 田園町四丁目〔建設省鳥取工事事務所 水準点番号「建」〕の2.28cmとなっている。

年間2cmを越える沈下が観測されたのは以上の3地点で、いずれも市街地北部に集中しており、年間1cmを越えた地点も、安長〔国道9号線安長バス停前：水準点番号009-210〕、秋里〔工業試験場・水準点番号(10)〕、田園町三丁目〔国道29号線喫茶あどあ前 水準点番号029-119〕 松並町二丁目〔国道9号線ホルモンマコ前 水準点番号009-209〕の4地点（1.36～1.03cm）で、やはり市街地北部に集中している。

他の14地点は、全て年間1cm未満の沈下となっている。

沈下量は、市街地南部に行くに従って減少しており、寿町〔西中正門前：水準点番号(1)〕で0.55cm、本町一丁目〔遷喬小：水準点番号1067〕で0.33cm 今町二丁目〔今町交差点 水準点番号053-133〕では0.16cmとわずかになっている。

2 沈下量の推移

昭和49年度から測量を実施している14地点の中で、最大の沈下量を示す田園町三丁目〔国道29号線喫茶あどあ前：水準点番号029-119〕についてみると、昭和49～55年度の年間沈下量は3.90～3.55cmで、毎年ほぼ同量の沈下であったのに対し、昭和56年度は2.61cm、昭和57年度は2.25cmと減少してきており、昭和58年度は1.16cmと初めて2cm未満の沈下となっている。

他の地点でも、昭和58年度の沈下量と昭和49～57年度の年間沈下量を比較すると、年度により増減はあるものの、いずれの水準点も沈下量は減少している。

また、昭和53～55年にかけて新たに測量を開始した7地点についても、昭和58年度の沈下量

は以前に比べて減少しているが、市街地北部の地点では依然年間2 cm以上の沈下がみられる。

次に、水準点21点中の、年間2 cm以上沈下した地点の数をみると、昭和56年度が5地点、昭和57年度が4地点、昭和58年度が3地点と減少してきている。

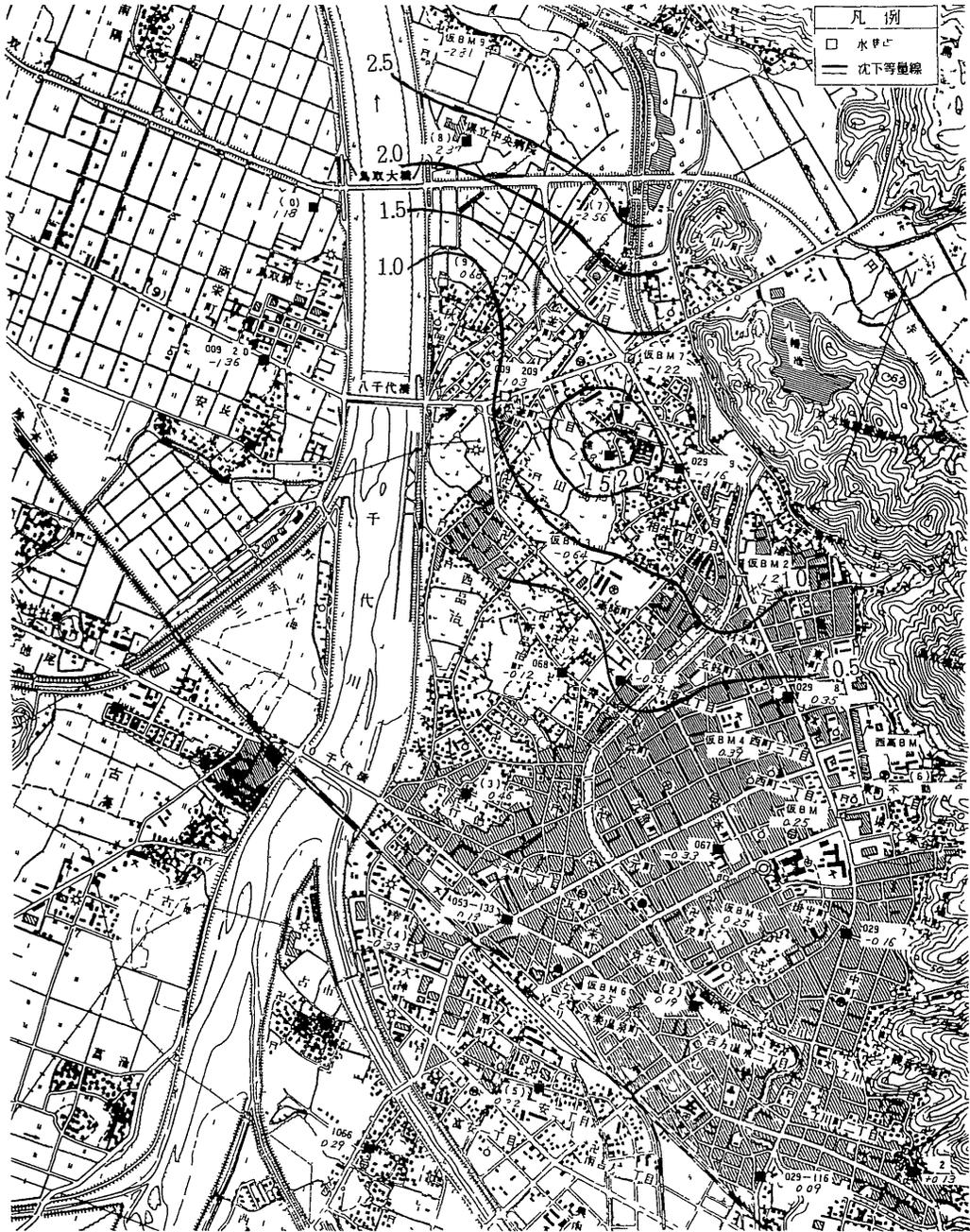
以上により、全体的にみると、鳥取市市街地の地盤沈下は鈍化の傾向にあるが市街地北部においては依然沈下が継続しているといえる。

3 地盤沈下原因の推定

鳥取平野は、千代川の流域に発達した沖積平野で、層厚50 m程度の洪積層と、層厚30 m程度の沖積層が発達し、いわゆる軟弱地層となっている。

地盤沈下の原因については、沖積層の粘土層、特に軟弱な上部粘土層（層厚5～10 m程度）の圧密によるものと想定されるが、地質の状況、地下水利用及び都市化の進捗状況等により、地区によって沈下量に差が見られるものと思われる。

図10 鳥取市地盤沈下等量線図(昭和57年7月~昭和58年7月の沈下量 cm)



凡例 昭和57年7月~昭和58年7月の沈下等量線
 ■水準点

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壤汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドウムが、又農作物の生育上問題があるものとして銅が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1mg/kg以上、銅については土壤中の含有量125mg/kg以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山、鳥取市百谷の百谷鉱山である。

〔岩美鉱山〕明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約200ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドウムの人為的汚染（カドミウム0.4mg/kg以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム1mg/kg以上を含む玄米は認められなかった。また、土壤については米の収量に影響があると判断される125mg/kg以上の銅を含有していた土壤が90地点中24地点あった。県では鉱害対策として昭和47～57年度に事業費累計590,250千円で鉱水処理施設、沈殿物たい積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事等を行ってきた。また、昭和58年度は事業費107,331千円で堆積場鉱害防止工事等を実施した。

〔百谷鉱山〕開坑の歴史は古い鉱山で、昭和47・48年度に、下流20ヘクタールに実施した調査では、玄米26検体のうち、人為的汚染（カドウム0.4mg/kg以上）の認められたものが2検体あった。土壤では銅125mg/kg以上のものが23地点のうち7地点認められた。

鉱害対策としては百谷鉱業（株）は、昭和48年に銅の高汚染地域1.1ヘクタールの客土事業と坑口の完全閉鎖、農業用水路の新設等を行い現在に至っている。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地31地点について土壤、農作物調査を実施するとともに、県内魚介類10検体、県外魚介類9検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

1 土壤、農産物調査

小田川流域の水田140ヘクタールに対し、玄米中のカドウム含有量について30地点で細密調査を実施した。

その結果についてみると、玄米中のカドウム含有量は30地点平均で0.33mg/kgであり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドウム基準値1mg/kgを上回るものはなかった。

表128 玄米中の重金属調査結果
(単位:mg/kg)

地 区	調査地点	カドミウム	
		最高値～最低値	平均値
岩美町大字荒金	3	0.74～0.17	0.52
” 院内	2	0.29～0.10	0.20
” 長郷	3	0.21～0.02	0.11
” 高住	3	0.29～0.08	0.21
” 岩常	10	0.61～0.05	0.31
” 河崎	4	0.74～0.36	0.53
” 太田	5	0.54～0.18	0.35
合 計	30	0.74～0.02	0.33

(注) 昭和58年度農業改良課調査

2 魚介類調査

県内産魚介類10検体、県外産魚介類10検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値(昭和48年7月23日厚生省暫定的規制)総水銀0.4ppmを下回っている。

表129 魚介類調査

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	10	10	0	0.04 ^{ppm}	ND ^{ppm}	— ^{ppm}	たい、かれい、めばる他
県外水揚魚介類	10	10	0	0.13	0.01	0.05	あじ、いか、かつお他
計	20	20	0	—	—	—	

(注) 昭和58年度衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品30検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表130 食品PCB汚染調査

種類別		総検体数	検出値			暫定的規制値	適	不適	備考	
			最高値	最低値	平均値					
魚介類	県内水場	遠洋沖合魚介類	5	ppm ND	ppm ND	ppm ND	ppm 0.5	5	0	遠洋・とびうお、はたはた、さば、いか、さんま、ひらめ、かつお、ズワイガー、いわし、かれい 内海・たい、あじ、きす、めばる、はまち、かます
		内海内湾魚介類	5	ND	ND	-	3	5	0	
	県外水場	遠洋沖合魚介類	7	ND	ND	-	0.5	7	0	
		内海内湾魚介類	3	0.02	ND	-	3	3	0	
	計		20	-	-	-	-	20	0	
牛乳		-	-	-	-	-	-	-		
乳製品		-	-	-	-	-	-	-		
肉類		8	ND	ND	ND	0.5	8	0	牛肉、豚肉、鶏肉	
卵類		2	ND	ND	ND	0.2	2	0	鶏卵	
合計		30	-	-	-	-	30	0		

(注) 昭和58年度衛生課調査

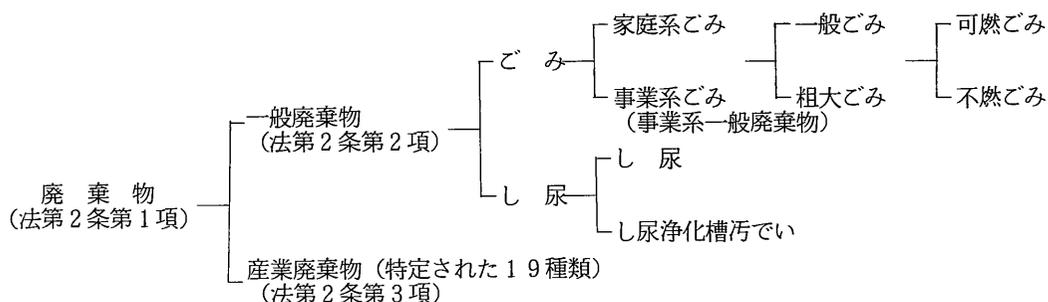
ND 検出されず(0.01未満)

第 8 章 廃 棄 物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあり、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和 45 年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、翌年 9 月施行された。

廃棄物は、表 131 に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に帰属することとなるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業者の処理責任が明定されている。

表 131 廃棄物の分類



第 1 節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第 6 条に定めるところにより、処理すべき区域を定め、当該区域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分をすることになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには、処理施設を整備し、これらの施設において衛生的に処理する必要があるが、施設の整備については、各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、国が定める計画によって整備事業の推進が図られている。

昭和 58 年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制は、おおむね整備されているが、今後、排出量の増大及び施設の老朽化等に伴い各市町村において、施設の新増設及び更新等、処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1 し尿処理

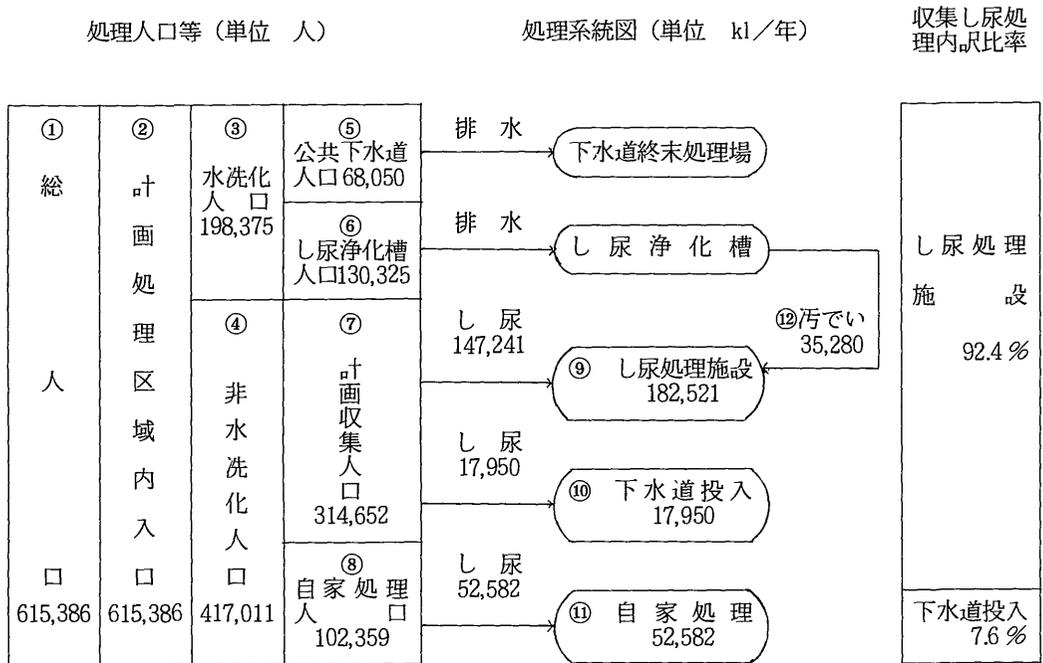
し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望ましいが

下水道が普及していない地域においてはし尿浄化槽が普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、くみ取便所であり、これらのくみ取りし尿及び浄化槽汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和57年度におけるし尿の処理状況については、図11に示すとおりである。

し尿処理施設の整備状況等は表132に示すとおりであるが、処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新を関係市町村において検討する必要がある。

図11 し尿処理の状況（昭和57年度実績）



(人口ベース)

計画区域率 ②/① × 100 = 100.0%

水洗化率 ③/① × 100 = 32.2%

非水洗化率 ④/① × 100 = 67.8%

計画収集率A ⑦/① × 100 = 51.1%

自家処理率A ⑧/① × 100 = 16.7%

公共下水道水洗化率 ⑤/① × 100 = 11.1%

し尿浄化槽水洗化率 ⑥/① × 100 = 21.1%

計画収集率B ⑦/④ × 100 = 75.5%

自家処理率B ⑧/④ × 100 = 24.5%

1人1日当たりし尿収集量

$(⑨+⑩-⑫) \times 10^3 - ⑦ - 365 = 1.44 \text{ l/人日}$

1人1日当たりし尿浄化槽汚でい収集量

$⑫ \times 10^3 - ⑥ - 365 = 0.74 \text{ l/人日}$

1人1日当たりし尿排出量

$(⑨+⑩+⑪-⑫) \times 10^3 \div ④ - 365 = 1.43 \text{ l/人・日}$

表 1 3 2 し尿処理施設の整備状況

(昭和58年3月末現在)

設置主体名	施設の名 称	施設の所在地	A 施設の規 模 (kl/日)	処理方式	稼動 開始 年月	B 昭和57 年度中の 年間処理 実績 (kl/年)	B A×365	残渣量 (t/年)
東部広域行 政管理組合	因播浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消化	46.11	49,382	0.80	119
中部広域行 政管理組合	日の宮 浄苑	倉吉市小田字日の 宮3番地	120	嫌気性 消化	40.7	42,792	0.98	2,121
米子市ほか 9か町村衛 生施設組合	米子市 浄化場	米子市安倍 214番地	56	嫌気性 消化	39.1	13,302	0.65	52
			120	好気性 消化	49.12	33,340	0.76	132
	白浜 浄化場	西伯郡淀江町中間 856番地	80	〃	42.4	22,916	0.78	334
境港市	境港市 浄化場	境港市小篠津町無 番地	56	嫌気性 消化	39.4	15,500	0.76	224
日野町・江 府町・日南 町衛生施設 組合	清化園	日野郡江府町大字 佐川2番地	14	二段活性 汚いでい	40.4	5,289	1.04	30
	計		616			182,521	0.79	3,012

2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、量的には増大傾向から横ばいの傾向に転じているが、質的にはなお多様化の傾向をたどっており、市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定のものについて、収集 運搬、処理、処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

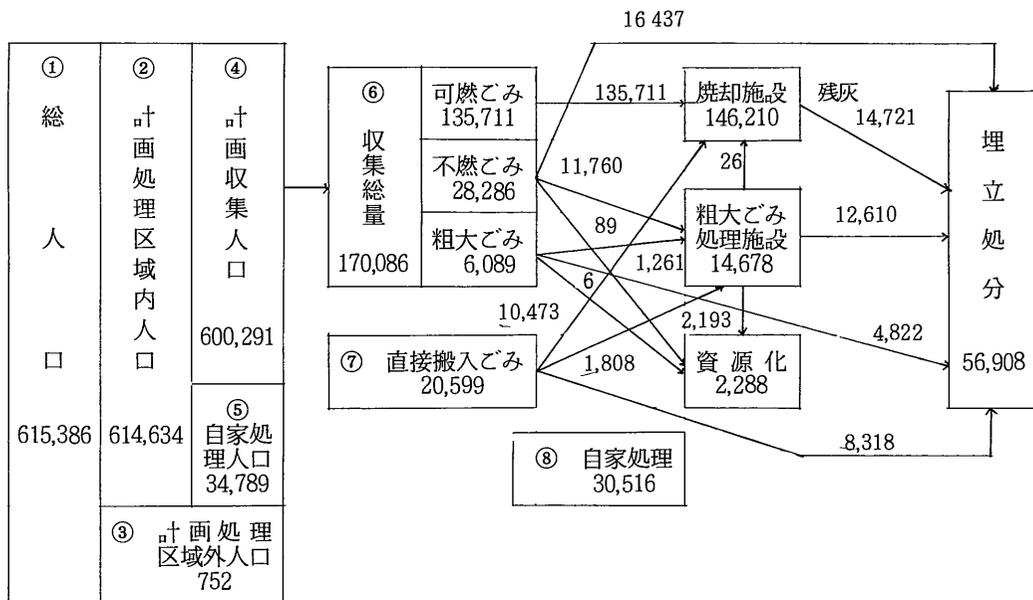
昭和57年度におけるごみ処理の状況は、図12及び図13のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の76.9%、事業系一般廃棄物等直接搬入量は9.3%、自家処理量は13.8%である。

なお、ごみ処理施設整備状況は、表133 表134のとおりである。

図12 ごみ処理の状況 (昭和57年度実績)

処理人口等 (単位 人)

処理系統図 (単位 トン/年)



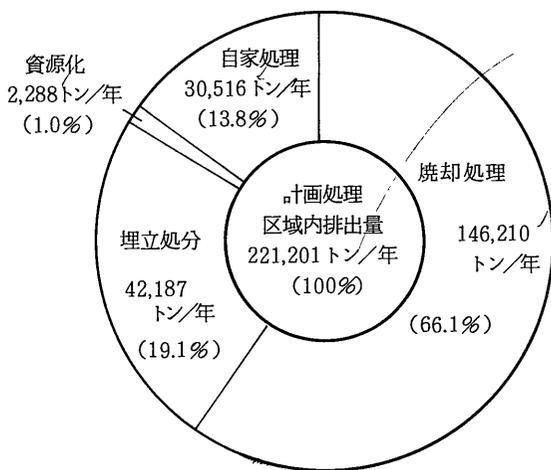
計画収集区域率 ②/① × 100 = 99.9%

計画収集率 ④/① × 100 = 97.5%

1人1日当たりごみ排出量 A ⑥ × 10⁶ - ④ - 365 = 776 g / 人・日

1人1日当たりごみ排出量 B (⑥ + ⑦ + ⑧) × 10⁶ - ② - 365 = 986 g / 人・日

図13 計画処理区域内におけるごみ処理の状況



(注) 埋立処分には、残灰は含まない

表 1 3 3 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

(昭和 5 8 年 3 月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設 の規 模(t /日)	炉 型 式	稼動 開始 年月	B 昭和 5 7 年度中 の年間 処理 実績 (t/年)	稼動率 $\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$	残渣量 (t/年)
鳥 取 市	神 谷 清 掃 工 場	鳥取市西今在家 2 2 7	180	連 続 燃 焼 式	49. 11	41, 984	0. 79	4, 617
国 府 町	こくふ浄苑	国府町岡益 5 2 4、5 2 5	6	機 械 化 バ ッ チ 式	46. 12	1, 517	0. 98	106
岩 美 町	岩 美 町 清 掃 工 場	岩美町大字浦富 字坊谷	30	〃	53. 6	2, 813	0. 44	349
福 部 村	福 部 浄 苑	福部村大字中 1 0 9	6	〃	50. 4	687	0. 38	68
河 原 町	河 原 町 ご み 処 理 場	河原町大字郷原 4 3 4-2	5	固 定 バ ッ チ 式	46. 4	150	0. 79	10
			8	機 械 化 バ ッ チ 式	52. 4	1, 906	0. 92	113
若 桜 町	若 桜 町 宮 塵 芥 処 理 場	若桜町大字浅井	10	〃	51. 5	1, 076	0. 37	81
智 頭 町	智 頭 町 宮 塵 芥 処 理 場	智頭町大字市瀬 1 6 4 3-2	8	固 定 バ ッ チ 式	44. 6	1, 408	0. 60	108
八 頭 東 部 衛 生 施 設 組 合	組 合 立 ご み 処 理 場	船岡町大字水口 1 4 2-2	20	機 械 化 バ ッ チ 式	50. 10	2, 882	0. 49	153
佐 治 用 願 ご み 処 理 施 設 組 合	〃	佐治村大字葛谷 字水工谷478-2	12	〃	48. 7	1, 357	0. 38	68
気 高 郡 衛 生 施 設 組 合	〃	気高町大字八束 水字ガーガ谷	20	〃	48. 4	6, 760	1. 13	609
中 部 広 域 行 政 管 理 組 合	向 山 清 掃 工 場	倉吉市和田東町 8 9 3	36	〃	44. 8	9, 543	1. 04	1, 175
	東 伯 清 掃 工 場	東伯町田越 104	50	〃	49. 12	13, 319	1. 07	1, 332
	赤 碕 分 場	赤碕町篔簹津 5 1 4-2	5	〃	45. 3	821	0. 55	23
米 子 市	米 子 市 宮 塵 芥 処 理 場	米子市長砂町 9 4 6-1	60	〃	46. 10	0	0	0
	米 子 市 清 掃 工 場	米子市河崎 3 3 3 3	290	連 続 燃 焼 式	54. 4	34, 438	0. 43	3, 815
境 港 市	境 港 市 宮 塵 芥 処 理 場	境港市福定町 6 7 3	30	固 定 バ ッ チ 式	41. 4	6, 693	0. 85	736
			20	〃	48. 4	4, 462	0. 82	491
西 伯 町 外 2 カ 町 清 掃 施 設 組 合 管 理 組	新 宮 谷 焼 却 場	西伯町大字法勝 寺字新宮谷22-1	7	〃	47. 5	0	0	0
	能 竹 焼 却 場	西伯町能竹	10	機 械 化 バ ッ チ 式	55. 6	1, 503	0. 48	114
日 吉 津 村	日 吉 津 村 塵 芥 処 理 場	日吉津村日吉津 1, 8 6 6	3	固 定 バ ッ チ 式	44. 2	0	0	0
			3	機 械 化 バ ッ チ 式	56. 1	731	0. 82	29

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規 模(t /日)	炉型式	稼動開始 年月	B 昭和57 年度中の 年間処理 実績 (t/年)	稼動率 $\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$	残渣量 (t/年)
淀江町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字福岡 字高尾谷	10	機械化 バッチ式	53.4	1,799	0.81	210
大山町	大山町 塵芥処理場	大山町上万 212	5	固定 バッチ式	46.9	0	0	0
	大山町環境 美化センター	大山町豊房	12	機械化 バッチ式	56.1	988	0.28	49
名和町	名和町 塵芥処理場	名和町大字大塚 877-2	3	固定 バッチ式	44.4	486	0.81	24
			5	機械化 バッチ式	51.4	1,348	0.87	68
中山町	中山町 営 塵芥処理場	中山町羽田井字 中山原1419-226	5	〃	49.7	1,543	1.00	102
日野町	日野町 塵芥処理場	日野町黒坂 187	3	固定 バッチ式	45.7	549	0.61	33
			5	機械化 バッチ式	53.4	915	0.61	55
日南町	日南町 ごみ焼却場	日南町生山 450	7	固定 バッチ式	48.5	1,206	0.70	42
江府町	江府町 塵芥処理場	江府町江尾 475	2	〃	45.2	463	0.74	23
			5	機械化 バッチ式	54.4	1,155	0.74	58
溝口町	溝口町 ごみ処理場	溝口町上野カマ 谷110-1	2	固定 バッチ式	45.4	0	0	0
			7	〃	50.4	1,708	0.79	60
計			890			146,210		14,721

表134 粗大ごみ処理施設

(昭和58年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型式	A 公称能力 (t/日)	稼動開始 年月	B 年間処理 実績 (t/年)	計量	C 稼動日数
中部広域行政 管理組合	向山 清掃工場	圧縮・破砕併用	50	48.4	4,670	有	272
西部広域行政 管理組合	中海処理場	圧縮・破砕併用	100	48.8	10,159	有	297
計			150		14,829		

3 最終処分場

収集された廃棄物は、焼却、破碎等、物理的・化学的又は、生物学的な方法により減量、安定化され生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表 135 に示すとおりであるか、今後生活様式の変化等とこみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い、新たな用地の確保を関係市町村において検討してゆく必要がある。

表 135 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和58年3月末現在)

設置主体名	埋立地名	所在地	埋立て開始年月	埋立て終了予定年月	面積 (㎡)	全容量 (㎡)	残容量 (㎡)	余量 (㎡)	57年度埋立て実績 (㎡/年)
鳥取市	晩稲不燃物場	鳥取市晩稲53	51.7	57.5	38,000	95,000	0	2,850	
東部広域行政 管理組合	高草清掃工場	鳥取市里仁 637-18	47.8	59.3	25,000	255,000	13,082	25,824	
岩美町	岩美町清掃 工場灰捨場	岩美町大字恩志 字奥飯部	53.9	62.8	950	5,700	4,074	371	
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益 524	46.12	61.3	950	4,100	1,140	240	
福部村	福部村地 残渣処分	福部村大字中	50.4	66.3	881	1,762	1,234	68	
青谷町	青谷町一般家庭 粗大ごみ処理場	青谷町大字蔵内 213	56.3	59.3	682	742	211	28	
河原町	河原町地 ごみ埋立	河原町大字中井 437	47.4	60.3	5,700	17,100	7,527	875	
若桜町	若桜町営 不燃物処理場	若桜町大字浅井	46.4	60.3	4,000	20,000	6,988	918	
佐治・用瀬 ごみ処理施設 組合	佐治・用瀬ごみ 処理施設最終 処分場	佐治村葛谷	54.8	64.7	200	600	215	68	
高松郡 衛生施設 組合	組合灰捨場	青谷町大字青谷 字頭無	49.4	59.3	800	3,800	169	400	
中部広域行政 管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44.8	59.3	6,000	17,000	1,946	3,626	
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49.12	60.3	10,000	100,000	84,254	1,355	
	岡埋立地	倉吉市岡	55.12	59.12	6,984	30,822	5,100	0	
名和町	名和町焼却 残渣埋立地	名和町西坪 1074-1	50.6	58.3	700	800	0	92	
大山町	大山町 不燃物処理場	大山町豊房字栗 ヶ谷1994	53.4	58.3	500	10,000	5,489	277	
日吉津村	日吉津村 残灰埋立地	日吉津村日吉津	46.4	58.3	100	300	91	29	
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46.5	60.9	11,827	59,135	9,019	4,465	
淀江町	佐陀不燃物 場	淀江町大字佐陀 字灘浜1456-1	51.4	60.3	892	3,570	1,226	210	
西部広域行政 管理組合	米子市祇園町 沖	米子市祇園町2 丁目	47.11	62.3	233,766	941,600	334,100	40,000	
計						347,942	1,567,031	475,865	81,696

4 し尿浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への動きは、とみに高まりし尿浄化槽の設置基数は急激に増加しており、昭和58年度末には、22,667基を数えている。

しかし、これらのし尿浄化槽は、必ずしも適切に維持管理等がされているものばかりとは言えず、その放流水による公共水域の水質汚濁、悪臭の発生等が問題となることもあり、これらの維持管理について十分指導監督を強化してゆく必要がある。

し尿浄化槽の設置基数の推移及び保健所別設置基数は、それぞれ図14及び表136に示すとおりであるが、激増する浄化槽の設計施工及び維持管理等を適正にさせ、生活環境の保全上の支障とならないよう指導するため、昭和52年11月鳥取県し尿浄化そう指導要綱を策定し、市町村及び関係業界と協力してこれに当たっているところである。

図14 し尿浄化槽設置基数の推移

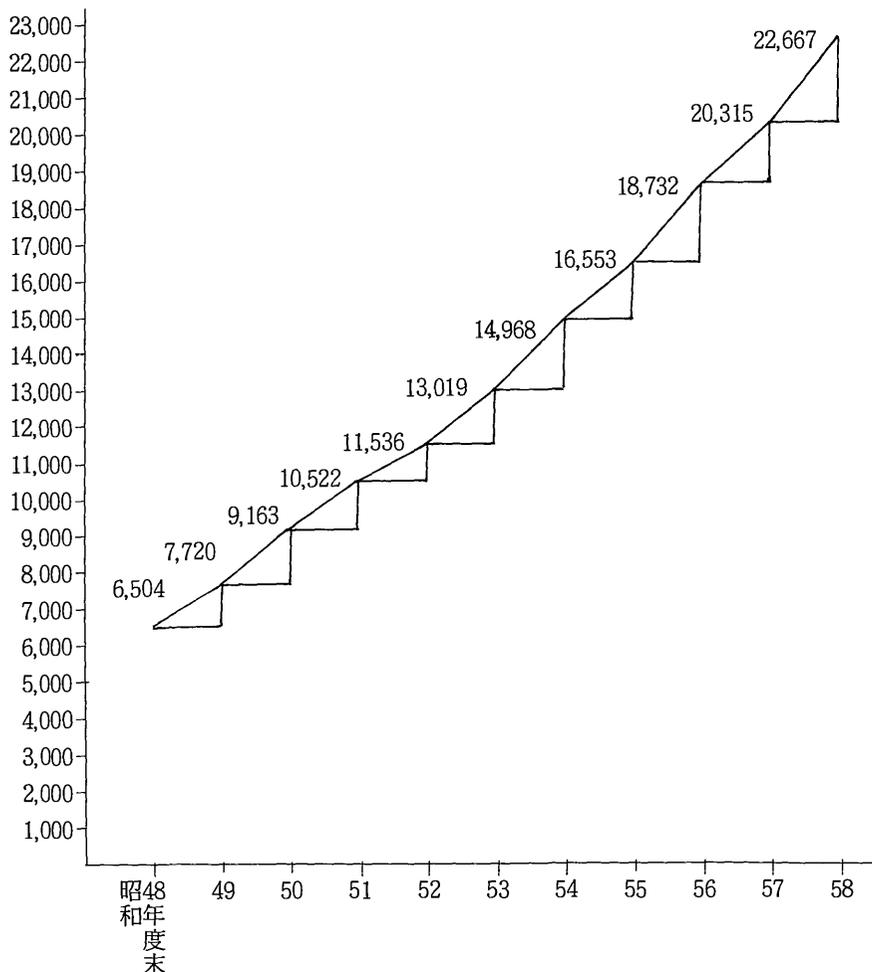


表 1 3 6 保健所別し尿浄化槽設置基数

(昭和 5 9 年 3 月末現在)

人槽	保健所	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
	~ 20		6,098	1,406	3,845	6,106	312
21~ 50		778	139	765	1,129	80	2,891
51~ 100		347	60	295	467	45	1,214
101~ 200		134	23	119	159	19	454
201~ 300		51	13	48	69	8	189
301~ 500		31	5	26	36	3	101
小 計		7,439	1,646	5,098	7,966	467	22,616
501~1,000		15	2	4	20	1	42
1,001~2,000		2			4		6
2,001~3,000				1	1		2
3,001~4,000				1			1
小 計		17	2	6	25	1	51
合 計		7,456	1,648	5,104	7,991	468	22,667

5 監視・指導状況

廃棄物処理法第 1 9 条に基づく立入検査状況は次表のとおりである。

表 1 3 7 廃棄物関係監視 指導状況

(昭和 5 8 年度)

検査件数	立入場所	一般廃棄物					産業廃棄物					下水道終末処理施設	合計		
		し尿処理施設	し尿浄化槽	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	その他	小計	排出事業所	処理業者	中間処理施設	最終処分場			その他	小計
立入検査件数		83	1,761	105	5	39	1,993	42	3	89	105	5	244	61	2,298
理化学検査件数		81	486	64	-	9	640	19	-	19	25	23	86	60	786

第 2 節 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、生産活動の拡大と消費生活の向上により増加の一途をたどり、また、質的にも多様化する状況にある。

本県においては、昭和 5 6 年度に産業廃棄物実態調査を行い、これを基に昭和 5 7 年 7 月に第二次の処理計画を策定し、計画目標年度を昭和 6 5 年度とした。

1 産業廃棄物処理計画の概要

(1) 産業廃棄物の発生状況

昭和55年における産業廃棄物の発生量は、表138のとおりであり、2,848,631トンと推計される。

業種別では、製造業が1,326,589トン/年の発生量の46.6%を占め最も多く、次いで農業919,466トン/年の32.3%であり、以下鉱業1.1%、建設業7.2%となっている。

種類別では、無機性汚でいが1,040,803トン/年と36.5%を占め最も多く、次いで家畜ふん尿916,580トン/年の32.2%、有機性汚でい666,622トン/年の23.4%となっている。

また、地域別では、西部地域1,556,397トン/年の54.6%、東部地域860,547トン/年の30.2%、中部地域431,687トン/年の15.2%の順となっている。

表138 昭和55年全域推計発生量

(t/年)

	総計	漁業	鉱業	製造業	卸・小売業	道路運送業	電気・ガス・水道業	サービス業	建設業	農業
総計	2,848,631	111	316,319	1,326,589	4,174	980	70,886	4,851	205,255	19,466
燃えがら	1,915	0	0	1,910	0	0	0	0	5	-
汚でい	1,707,425	0	280,035	1,184,385	907	58	70,723	913	170,404	-
無機性汚でい	1,040,803	0	280,035	589,009	907	58	0	390	170,404	-
有機性汚でい	666,622	0	0	595,376	0	0	70,723	523	0	-
廃油	2,365	75	1	404	1,309	140	5	411	20	-
一般廃油	2,302	71	1	364	1,291	140	5	410	20	-
固型油	14	0	0	14	0	0	0	0	0	-
油でい	49	4	0	26	18	0	0	1	0	-
廃酸	1,469	0	0	1,412	0	0	0	57	0	-
廃アルカリ	73	0	0	52	0	0	0	21	0	-
廃プラスチック類	5,900	25	0	2,589	829	544	2	333	47	1,531
廃プラスチック	4,460	25	0	2,581	45	16	2	213	47	1,531
廃タイヤ	1,440	0	0	8	784	528	0	120	0	-
紙くず	7,011	-	-	7,011	-	-	-	-	-	-
木くず	69,556	-	-	69,556	-	-	-	-	-	-
繊維くず	479	-	-	479	-	-	-	-	-	-
動植物性残渣	22,726	-	-	22,726	-	-	-	-	-	-
ゴムくず	19	0	0	19	0	0	0	0	0	-
金属くず	21,013	11	99	17,533	1,113	231	146	1,218	662	-
ガラスくず及陶磁器くず	9,202	0	0	7,019	16	7	10	1,898	252	-
鉱さい	48,330	0	36,184	11,237	0	0	0	0	909	-
建設廃材	33,047	0	0	91	0	0	0	0	32,956	-
ダスト類	166	0	0	166	0	0	0	0	0	-
家畜ふん尿	916,580	-	-	-	-	-	-	-	-	916,580
家畜の死体	1,355	-	-	-	-	-	-	-	-	1,355

(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

ア 処理 処分の概要（農業及び水道業を除く。）

実態調査によって推計された産業廃棄物発生量（農業及び水道業を除く。）は1,858,442トン/年で、その処理・処分状況は表139のとおりである。これによると、発生量の84.1%に当たる1,562,575トン/年が何らかの形で中間処理され、23.2%に当たる430,058トン/年が最終的な処分の対象となっている。処分の内訳については、処分対象量の75.2%が再生利用され、24.1%が埋立処分されている状況となっている。

表139 種類別処理 処分状況（農業及び水道業を除く）

(t/年)

	発生量	中間処理量	処分対象量	処 分 の 内 訳		
				再生利用量	埋立処分量	保管・その他
総 計	1,858,442 (100.0)	1,562,575 (84.1)	430,058 (23.2) (100.0)	323,356 (17.4) (75.2)	103,826 (5.6) (24.1)	2,876 (0.2) (0.7)
無機性汚でい	1,040,803 (100.0)	1,004,108 (96.5)	139,897 (13.4) (100.0)	103,034 (9.9) (73.6)	36,799 (3.5) (26.3)	64 (0.0) (0.0)
有機性汚でい	595,899 (100.0)	519,852 (87.2)	87,137 (14.6) (100.0)	75,996 (12.8) (87.2)	10,983 (1.8) (12.6)	158 (0.0) (0.2)
木 く ず	69,556 (100.0)	13,682 (19.7)	56,581 (81.3) (100.0)	49,886 (71.7) (88.2)	6,610 (9.5) (11.7)	85 (0.1) (0.1)
鋳 さ い	48,330 (100.0)	12,411 (25.7)	48,330 (100.0) (100.0)	37,675 (78.0) (78.0)	10,491 (21.7) (21.7)	164 (0.3) (0.3)
建 設 廃 材	33,047 (100.0)	3,780 (11.4)	33,047 (100.0) (100.0)	5,613 (17.0) (17.0)	25,701 (77.8) (77.8)	1,733 (5.2) (5.2)
動植物性残渣	22,726 (100.0)	1,271 (5.6)	21,479 (94.5) (100.0)	21,172 (93.2) (98.6)	275 (1.2) (1.3)	32 (0.1) (0.1)
そ の 他	48,081 (100.0)	7,471 (15.5)	43,587 (90.7) (100.0)	29,980 (62.4) (68.8)	12,967 (27.0) (29.7)	640 (1.3) (1.5)

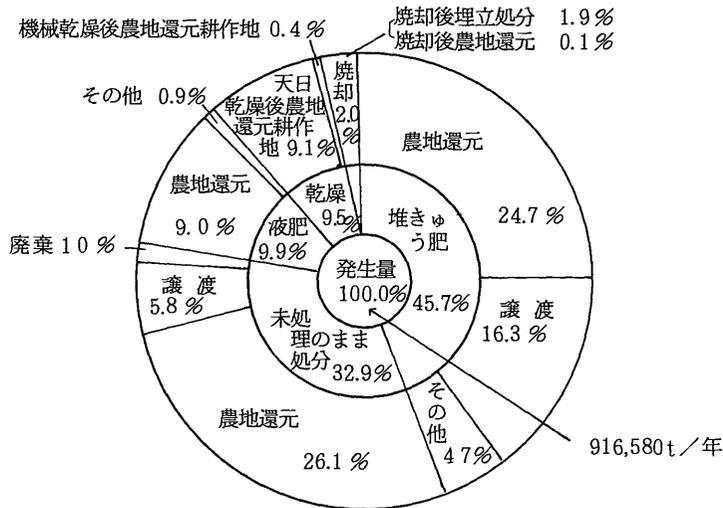
備 考 () 発生量に対する割合
[] : 処分対象量に対する割合

イ 農業からの産業廃棄物の処理 処分状況

(ア) 家畜ふん尿

家畜ふん尿の発生量は、916,580トン/年と推計され、その処理・処分状況は図15のとおりであり、ほとんどが堆きゅう肥、液肥とし、あるいは未処理のまま肥料として農地還元（再生利用）されており、有効利用されていないものは廃棄及び焼却後埋立処分であるがそれぞれ10%、19%となっている。

図15 家畜ふん尿の処理 処分状況



(イ) 農業用廃プラスチック

農業用廃プラスチックの発生量は、1,531トン/年となっており、その処理 処分状況については焼却処理が最も多く63.3%を占め、以下埋立処分18.9%、回収等その他処理12.7%、再生利用5.1%となっている。

ウ 水道業からの産業廃棄物は、下水道終末処理場から発生する有機性汚でいであり、その発生量は70,723トン/年（県土木部調査による）となっており、脱水 焼却等中間処理により892トン/年に減量された後、焼却灰として埋立処分されている。

(3) 処理計画

実態調査の結果から、産業廃棄物発生量を予測すると、昭和60年において約342万トン、昭和65年において約379万トンとなる。これらの産業廃棄物発生量の増加を踏まえて処理計画を定め、より適正な処理を図ることとした。

ア 処理責任の明確化

事業者は、法に規定される事業者処理責任に基づき中間処理施設の整備、共同処理の推進等により適正な処理を行うとともに、廃棄物の資源化、再生利用に努める。

産業廃棄物処理業者は、事業者の責務を補完する立場であることを自覚した上で、中間処理施設及び最終処分場の整備、処理技術の向上に努め、適正な処理を行うものとする。

また、市町村は一般廃棄物の処理計画との整合性を図り、一般廃棄物との併せ処理に努めるものとし、県は、事業者等の行う産業廃棄物の処理及び資源化 再生利用に関し必要な指導 助言を行うとともに、円滑な事業推進が図られるよう、処理技術等の情報の収集 提供、広報活動の実施に努める。

イ 方法別処理・処分

産業廃棄物の処理に当たっては、保管、収集・運搬、中間処理、最終処分の流れに沿ってそれぞれ法に定める基準により適正に行うとともに、再生利用の促進を図る。

また、保管施設、収集・運搬容器及び車両は産業廃棄物の性状等に応じた構造のものを用い、中間処理施設及び最終処分場の設置に当たっては、周辺の生活環境の保全に配慮する。

処分の実施に当たっては、適切な処理技術並びに処理施設を用いて、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化を図り、地下水及び公共水域の汚染等二次公害の発生防止に十分配慮して埋立処分を行うこととする。

ウ 種類別処理 処分

無機性汚では、本県の産業廃棄物発生量の37%を占めるが、最も多い窯業・土石製品製造業並びに鉱業からの砂利洗浄汚では、排出場所において脱水・乾燥の処理を行った後、再利用に努めるものとし、他の無機性汚では無害であることを確認して埋立処分することとする。有機性汚では、焼却等中間処理後埋立処分するとともに、農地還元する等再生利用を図ることとする。いずれにしても、中間処理施設の整備等により減量化に努めるものとする。

家畜ふん尿は、産業廃棄物発生量の32%を占めているが、そのうち97%が農地還元等有効利用されている現状から、有機質肥料源としての有効利用を更に推進するものとする。

また、木くず、紙くず、繊維くず等焼却可能なものについては、焼却後埋立処分することとし、建設廃材、ガラスくず及び陶磁器くず等については、破碎等適切な中間処理後土地造成等への再利用を推進するものとする。

(4) 処理計画の推進

計画の推進に当たって、県は、広報を実施して、事業者及び処理業者に対する処理責任と適正処理の認識、一般住民に対する産業廃棄物の正しい認識と法の趣旨の理解を図るとともに、事業者及び処理業者への監視・指導を強化して、適正な処理・処分の推進を図るものとする。

事業者は、製造工程等産業廃棄物の発生過程の見直し等により発生量を抑制すると同時に、資源化・再生利用の促進により処理の合理化を図るとともに、適切な処理施設の設置及び最終処分場用地の確保等に努めるものとする。

(5) 産業廃棄物処理専門部会

昭和50年に策定した産業廃棄物処理計画実施指導方針に基づき設置した産業廃棄物処理専門部会については、必要に応じて開催し、適正な処理方針を検討するものとする。

2 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における許可の現況は表140のとおりである。

産業廃棄物処理業者に対しては、処理設備の整備等の指導により、適正処理の推進を図るものとする。

表 1 4 0 産業廃棄物処理業の許可の現況

(昭和 5 9 年 3 月 末 現 在)

業の種類		取り扱う産業 廃棄物の分類	安 定 型 産 業 廃 棄 物	管 理 型 産 業 廃 棄 物	廃 油 類	廃 酸 廃アルカリ	分 類 計 (実業者数)
県 内 業 者	収 集 ・ 運 搬		4	6	5	0	15 (12)
	収集・運搬、中間処理		0	2	2	0	4 (4)
	収集・運搬、最終処分		6	5	0	0	11 (8)
県外収集・運搬業者			20	15	18	10	63 (41)

備 考 (1) 安定型産業廃棄物とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材をいう。

(2) 管理型産業廃棄物とは、安定型産業廃棄物、廃油類、廃酸、廃アルカリ以外の産業廃棄物をいう。

第9章 中小企業者に対する貸付け

- (1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する貸付けを行っている。

表141 鳥取県公害防止資金貸付制度（昭和59年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	3,000万円以内（組合にあっては4,000万円以内）
貸付利率	年6.1%以内（保証付の場合年5.7%以内）
返済方法	7年以内（1年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店 米子支店

昭和53年度以降の貸付実績は、下表のとおりである。

表142 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
昭和 53	8件	8,177万円
54	11	15,288
55	5	7,380
56	4	10,800
57	6	10,075
58	3	6,220

表143 施設別貸付実績

年度	施設別 貸付実績		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
昭和 53	6件	7,599万円	2件	578万円	-件	-万円
54	11	15,288	-	-	-	-
55	5	7,380	-	-	-	-
56	3	9,000	1	1,800	-	-
57	2	2,825	-	-	4	7,250
58	3	6,220	-	-	-	-

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表144 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭 和 5 3	4件	2,045万円	汚水処理施設3 その他1
5 4	4	2,750	
5 5	2	1,441	
5 6	—	—	
5 7	—	—	
5 8	—	—	

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表145 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

(産業公害防止貸付)

(公 害 貸 付)

年 度	制度 貸付実績	中 小 企 業 金 融 公 庫		国 民 金 融 公 庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
昭 和 5 3		8件	36,100万円	2件	370万円
5 4		2	22,000	1	160
5 5		2	5,000	7	4,050
5 6		1	3,000	1	3,000
5 7		5	10,550	—	—
5 8		1	2,000	—	—

(4) 公害防止事業団貸付け

表146 公害防止事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭 和 5 4	1件	12,000万円	汚水処理施設
5 5	2	9,900	産業廃棄物処理施設 (6,900万) 汚水処理施設 (3,000万)
5 6	—	—	
5 7	—	—	
5 8	—	—	

第10章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選出し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

- (1) 昭和58年度における本県の公害苦情受理状況は171件であり、昭和57年度217件に比べて46件減少している。
- (2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

公害の種類	年度	昭和53	54	55	56	57	58
大気汚染		24	11	3	16	15	17
水質汚濁		59	44	34	34	31	24
騒音		35	37	36	37	25	35
振動		5	3	7	4	3	4
悪臭		40	32	17	29	26	37
土壌汚染		—	—	—	1	—	—
その他		34	44	76	88	117	54
計		197	171	173	209	217	171

公害の種類別苦情は、昭和58年度受理件数中では、悪臭37件（22%） 騒音35件（20

%) 水質汚濁24件(14%) 大気汚染17件(10%) 振動4件(2%) その他54件(32%)となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市61件(前年度97件)を最高に、鳥取市50件(前年度48件)、倉吉市18件(前年度26件)、境港市18件(前年度5件) 佐治村6件(前年度10件)、大栄町4件(前年度3件)の順となっている。

2 公害苦情の処理状況

昭和58年度における公害苦情件数171件中解決したもの167件で、解決率は98%となっている。

昭和58年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

区分 公害の種類	受理件数 A	解決件数 B	解決率 $(\frac{B}{A} \times 100)\%$
大気汚染	17	17	100
水質汚濁	24	23	96
騒音	35	33	94
振動	4	4	100
悪臭	37	36	97
その他	54	54	100
計	171	167	98

3 公害の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業35件(20%)、家庭17件(10%) 畜産業13件(8%)、建築土木工事12件(7%)、商店飲食店10件(6%) 交通機関2件(1%)、その他82件(48%)となっている。

種類 発生源	製造業	建築土木工事	交通機関	畜産業	家庭	商店飲食店	その他	計
大気汚染	6	-	-	-	-	2	9	17
水質汚濁	9	-	-	2	4	1	8	24
騒音	11	5	2	1	2	6	8	35
振動	-	3	-	-	-	-	1	4
悪臭	8	1	-	8	8	1	11	37
その他	1	3	-	2	3	-	45	54
計	35	12	2	13	17	10	82	171

表147 昭和58年度公害苦情件数

区分 市町村名	新規	繰越	合計	処理 (解決)	翌年 繰越	合計	備考
鳥取市	50	2	52	51	1	52	
米子市	61		61	61		61	
倉吉市	18	2	20	20		20	
境港市	18		18	18		18	
岩美郡							
国府町		1	1	1		1	
岩美町							
福部村							
八頭郡							
郡家町							
船岡町		1	1				その他1
河原町							
八東町							
若桜町							
用瀬町							
佐治村	6		6	5	1	6	
智頭町							
気高郡							
気高町	2		2	2		2	
鹿野町							
青谷町							
東伯郡							
羽合町	1		1		1	1	
伯村							
東郷町							
三朝町							
関金町							
北条町		2	2		2	2	
大栄町	4		4	3	1	4	
東伯町		1	1	1		1	
赤碓町		1	1	1		1	
西伯郡							
西伯町							
会見町							
岸本町							
日吉津村		2	2		2	2	
淀江町		1	1		1	1	
大山町							
名和町							
中山町							
日野郡							
日南町	3	1	4	3	1	4	
日野町							
江府町							
溝口町							
県	8	2	10	9	1	10	
計	171	16	187	175	11	187	その他1

表148 公害の種類別件数（新規）

区分			大気	水質	土壌	騒音	振動	悪臭	計	その他	合計
市町村名											
鳥取市			8	5		14	1	11	39	11	50
米子市			1	6		12		14	33	28	61
倉吉市			4	5		2		3	14	4	18
境港市			2	5		2	2	4	15	3	18
岩美郡											
国府町											
岩美町											
福部村											
八頭郡											
郡家町											
船岡町											
河原町											
八東町											
若桜町											
用瀬町											
佐治村				1					1	5	6
智頭町											
気高郡											
気高町										2	2
鹿野町											
青谷町											
東伯郡											
羽合町								1	1		1
泊村											
東郷町											
三朝町											
関金町											
北条町											
大栄町				1		2		1	4		4
東伯町											
赤碓町											
西伯郡											
西伯町											
会見町											
岸本町											
日吉津村											
淀江町											
大山町											
名和町											
中山町											
日野郡											
日南町							1	1	2	1	3
日野町											
江府町											
溝口町											
県計			2	1		3		2	8		8
計			17	24		35	4	37	117	54	171

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか 従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者等を選任している工場数は46工場である。

表149 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種				
(18) 食 料 品 製 造 業	3	2 (2)				3 (3)					1 (1)			
(19) た ば こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)								
(20) 織 維 工 業	1					1					1			
(22) 木 材、木 製 品 製 造 業	2	1 (1)				2 (2)								
(24) パルプ、紙 紙加工品製造業	2	2 (2)			2 (2)				1 (1)	1 (1)		1		1 (1)
(27) 石 油、石 炭 製 品 製 造 業	9	2 (2)				9 (9)						1 (1)		
(30) 窯 業、土 石 製 品 製 造 業	17	8 (8)										7 (14)		
(31) 鉄 鋼 業	3	2 (2)			1 (1)						2 (2)		2	
(33) 金 属 製 品 製 造 業	5	3 (3)						3 (3)			1 (1)		2 (1)	
(35) 電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)		1 (1)			1 (1)		1 (1)	
(71) ガ ス 業	1	1				1								
計	46	24 (23)			3 (3)	19 (17)		4 (4)	1 (1)	3 (2)	4 (4)	19 (15)	5 (2)	1 (1)

- (注) 1. 業種番号、業種名は日本産業分類による。
2. () は、代理者の数である。

第4部 鳥取県の美化推進運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一扫する運動を展開してきた。

昭和58年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和58年10月1日～10月31日

(2) 運動内容

ア 広報活動

ポスターを500枚作成し、保健所市町村に配布し、併せて市町村広報紙に運動の趣旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

イ 知事表彰

地域環境美化に功績のあった団体に対し知事表彰を行った。(岩美町田後婦人会、東伯町徳万老人クラブ鶴亀会)

ウ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川、湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

エ 不法投棄の監視指導

市町村保健所が、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

オ ごみ容器、立札の設置

公共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した。

カ 各種会合

美化意識の高揚を図るための会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受け

て我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開しようとするものであるが、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため各種の行事を行っているが 昭和58年度の実施状況は表150に示すとおりである。

表150 昭和58年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考												
環境週間ポスターの掲示	県市町村	-	環境庁ポスター1,300枚を市町村保健所、土木出張所等に配布														
市町村広報	市町村	-	有線放送12市町村で延べ34回放送 広報車3市町村で延べ10回巡回 広報紙11市町村で延べ11回配布														
研修会	県	市町村	6月15日(金)鳥取県立博物館講堂で県、市町村の公害担当職員を対象とした公害問題に関する研修を実施した。	80名参加													
記念集会	市町村	-	環境保全関係団体による環境問題に対する意見交換を実施した。	3市町で80名参加													
事業場水質調査	県	-	県下の水質汚濁防止法の54特定事業場に対し水質調査を行った。														
環境整備調査	市町村	-	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	工場事業場の点検 8市町村で36事業所 不法投棄場所の実態調査 12市町村で30か所を確認、46トンのごみを除去した。													
交通公害環境調査	県市	-	交通ひん繁地区における大気騒音振動の調査を行った。	4市18地点で延べ4日間90回測定 (一酸化炭素については4地点で24時間連続自動測定)	調査結果表96表111												
整備不良車の監視取締り	県警本部陸運事務所	-	整備不良車の一斉取締り	検査車輛数114台 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>処分状況</td> <td>整備命令</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>整備通告書</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警告</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>11</td> </tr> </table>	処分状況	整備命令	0		整備通告書	0		警告	11		計	11	
処分状況	整備命令	0															
	整備通告書	0															
	警告	11															
	計	11															
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	県市町村	-	海浜、河川、湖沼等公共の場所の清掃を行った。	19市町村で45,000名参加して清掃した。													